

大分県報

令和八年
号外（六一）
八月三十一日

（月曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正	一
大分県事務委任規則の一部改正	一
大分県立アルゲリッチ記念館利用規則の制定	二
人事委員会規則	二
職員の給与の支給等に関する規則の一部改正	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	三
人事委員会告示	三
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正	三
大分県職員安全衛生管理規程の一部改正	三
大分県文書管理規程の一部改正	三

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年八月三十一日

大分県規則第五十号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五節の四 福岡事務所（第六十二条の八―第六十二条の十）」を「第五節の四 福岡事務所（第六十二条の八―第六十二条の十）」に改める。
アルゲリッチ記念館（第六十二条の十一・第六十二条の十二）」

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和八年八月三十一日

第十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 アルゲリッチ記念館に関する事
第四十七条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第七号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七 アルゲリッチ記念館
第五十六条の表の大分県東部振興局の項中「別府県税事務所」の下に「アルゲリッチ記念館」を加える。
第三章中第五節の四の次に次の一節を加える。
第五節の五 アルゲリッチ記念館

（業務）

第六十二条の十一 アルゲリッチ記念館は、次に掲げる業務を処理する。

- 一 マルタ・アルゲリッチの功績の顕彰に関する事
- 二 音楽文化の発信に関する事
- 三 若手音楽家の育成に関する事
- 四 教育その他の分野との連携に関する事
- 五 前各号に掲げる業務のほか、記念館の目的を達成するために必要な業務（名称及び位置）

第六十二条の十二 アルゲリッチ記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

大分県立アルゲリッチ記念館 別府市

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

大分県規則第五十一号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第三の福岡事務所長の部の次に次のように加える。

大分県知事 佐藤 樹一郎

アルゲリッチ記念館長

大分県報号外（規則）

項 目	委 任 事 項
一 大分県立アルゲリッチ記念館利用規則（令和八年大分県規則第五十二号。以下この項中「規則」という。）に関する事務	一 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に利用時間を変更すること。 二 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は休館日に開館すること。 三 規則第四条第一項の規定に基づき、同項第三号から第六号までに掲げる行為を承認すること。 四 規則第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反した者に対し退館を命ずること。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

大分県立アルゲリッチ記念館利用規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十二号

大分県立アルゲリッチ記念館利用規則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例（令和八年大分県条例第十号）第五条の規定に基づき、大分県立アルゲリッチ記念館（以下「記念館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第二条 記念館の利用時間は、午前十時から午後四時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項に規定する利用時間を変更することができる。

（休館日）

第三条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

（行為の禁止）

第四条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第六号までに掲げる行為について知事の承認を受けたときは、この限りでない。

一 めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為

二 記念館の施設、設備若しくは展示資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為

三 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
四 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

五 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
六 その他知事が記念館の管理上必要と認めて禁止する行為

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し退館を命ずることができる。

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、記念館の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

大分県人事委員会委員長 和 田 久 継

大分県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の福岡事務所の項の次に次のように加える。

アルゲリッチ記念館	館長	六種
-----------	----	----

附 則 この規則は、令和八年九月一日から施行する。 ~~~~~ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和八年八月三十一日 大分県人事委員会委員長 和 田 久 継 大分県人事委員会規則第二十号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。 別表の知事部局の部の福岡事務所の項の次に次のように加える。 アルゲリッチ記念館 館長 附 則 この規則は、令和八年九月一日から施行する。		大分県訓令甲第二十一号 本 機 関 大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。 令和八年八月三十一日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 別表第一の日出別府地区安全衛生協議会の項中「別府県税事務所」の下に「アルゲリッチ記念館」を加える。 附 則 この訓令は、令和八年九月一日から施行する。 ~~~~~ 大分県訓令甲第二十二号 本 機 関 大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。 令和八年八月三十一日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 別表第一中 福岡事務所 (分福) を アルゲリッチ記念館 (アルゲ) に改める。 附 則 この訓令は、令和八年九月一日から施行する。	
大分県人事委員会告示第二号 労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。 令和八年八月三十一日 大分県人事委員会委員長 和 田 久 継 第一号の表の十二の項中 大分県公文書館 を 大分県立アルゲリッチ記念館 に改める。 附 則 この告示は、令和八年九月一日から施行する。		○訓 令 甲	